

スポーツ振興功績者表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人長野県スポーツ協会定款（以下「定款」という。）第4条第8号の表彰の実施について必要な事項を定める。

(表彰の対象)

第2条 公益財団法人長野県スポーツ協会（以下「法人」という。）は、スポーツの振興に功績のあった次の各号のいずれかに該当する個人又は団体を表彰する。

- (1) 多年にわたり誠実熱心にスポーツの振興に貢献したもの
- (2) 競技会において特に優秀な成績を収めたもの及び競技界に功績があった指導者で、他の模範となるもの
- (3) 前2号に定めるもののほか、スポーツの振興に特に功績があつて表彰することを適当と認めるもの

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 有功章
- (2) 栄光章
- (3) 勲功章

(有功章の要件)

第4条 前条第1号に規定する有功章は、次の各号のいずれかに該当し、加盟団体又は法人が推薦する個人又は団体に対して授与する。

(1) 次のいずれにも該当する者

ア 表彰する年度の末日における年齢が55歳以上の者

イ 次のいずれかに該当する者

(ア) 加盟団体（(イ)の団体は除く。）の役職（会長、副会長、理事、監事、支部長若しくは専門委員長（競技団体に限る。）又はこれらに相当する役職をいう。）に10年以上にわたり従事し、功績のあった者。ただし、当該加盟団体の会長、副会長、理事長、副理事長、専務理事、常務理事、専門委員長（競技団体に限る。）又はこれらに相当する役職に従事したことがある者に限る。

(イ) 定款第5条第2号に掲げる団体において、副理事長以上の職に2期4年以上又は専門委員長の職に10年以上従事し、功績のあった者

(2) 次のいずれにも該当する団体

ア 活動及び運営が定期的、計画的及び組織的に行われている団体

イ 活動の内容が地域等のスポーツ振興に貢献しているとともに、他の団体の模範となる団体

ウ 設立から10年以上にわたる実績があり、活動が年々向上していると認められる団体

2 加盟団体からの推薦の数は、個人又は団体のそれぞれにつき、2以内とする。

(栄光章の要件)

第5条 第3条第2号に規定する栄光章は、次の各号のいずれかに該当し、加盟団体又は法人が推薦する個人又は団体に対して授与する。

- (1) 国民スポーツ大会及びこれに準ずる競技会（以下「国民スポーツ大会等」という。）において、2年連続優勝した競技者又は団体
- (2) 国民スポーツ大会等において、3年以上にわたり上位入賞した競技者又は団体
- (3) 国民スポーツ大会等において、6年以上にわたり入賞した競技者又は団体
- (4) オリンピックに出場した競技者又は世界選手権、ワールドカップ若しくはアジア大会において3位以内の成績を収めた競技者若しくは団体

(勲功章の要件)

第6条 第3条第3号に規定する勲功章は、次の各号のいずれにも該当し、加盟団体又は法人が推薦する者に対して授与する。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する競技者又は団体を育成し、かつ、当該競技団体の発展に寄与している指導者
- (2) 表彰する年度の末日における年齢が、原則40歳以上である指導者

(受賞の制限)

第7条 表彰は、第3条各号に規定する表彰の種類ごとに、1人又は1団体につき1回に限るものとする。ただし、オリンピックにおいて入賞した者又は構成員が異なる団体については、この限りでない。

(表彰を受けるものの決定)

第8条 加盟団体の長は、第4条から第6条までの規定に該当するものがある場合は、毎年10月末日までに表彰の内申に係る書類を理事長に提出しなければならない。

- 2 法人の推薦について必要な事項は、別に定める。
- 3 表彰を受けるものは、第1項の書類その他の関係書類に基づき、理事会において決定するものとする。

(表彰の方法)

第9条 表彰は、毎年度1回表彰状を授与して行うものとし、副賞を交付することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めるときは随時表彰を行うことができる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、昭和27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 41 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 45 年 5 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 52 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 57 年 7 月 5 日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 9 月 4 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。